

船舶売買契約書

売主 鹿島埠頭株式会社 代表取締役社長 岡村 弘志 (以下「売主」という) と
買主 [REDACTED] (以下「買主」という) とは
以下の条項に基づき売主の所有する汽船「くにみ」(以下「本船」という) の売買契約 (以下「本契約」という) を締結する。

(契約の目的物と主要な事項)

第 1 条

1. 船舶明細	船種・船名	汽船「くにみ」	船籍港	茨城県神栖市
	総トン数	131トン	載貨重量トン数	— トン
	長さ・幅・深さ	25.29×8.20×3.48m	引当資格重量トン数等	— 馬力
	船舶番号	132776	内航船舶表示番号	—
	届出番号	—	航行区域	限定沿海区域
	船級等	JG	連続最大出力	1200PS×2基
	船体製造者	京浜ドック株式会社	船体進水年月	1994年11月
	船体竣工年月	1995年3月	主機関製造者	㈱新潟鉄工所
	主機関型式・数	6L22HX型×2基	主機関製造年月	1994年11月
	次期検査期日	(定期) 2023年5月11日から2023年8月11日まで		
2. 本船売買価格 (3条2項)	(総額)	3.手付金 (3条1項)	[REDACTED]	
		4.残代金 (3条2項)	[REDACTED]	
5.消費税 (3条2項)	[REDACTED]	6.残代金支払い場所 (3条2項)	売主指定銀行口座	
7.引渡し期間 (4条、7条1項)	2022年4月1日から2022年4月15日まで			
8.引渡し場所 (4条)	東京湾内、福島県内、宮城県内のいずれかの造船所に限る。			
9.検査官 (員) (2条3項、5条2項)	JG			
10.違約金等の利率 (7条4項)	(年利) 14.6%	11.遅延の猶予期間 (7条3項)	14日	
12.解除通告期間 (7条3項)	5日 (銀行営業日)	13.仲裁地 (13条)	東京	
14.属具・備品	外観検査時に本船属具目録及び備品目録に記載のある属具及び備品は、本契約の目的物とし、その価格は本船の売買価格に含むものとする。ただし、本船の引渡しまでの間に本船の運航のために使用された属具及び備品は、補充の必要はないものとするが、法定の数量を欠くときは、売主はその数量までのものを補充しなければならない。			
15.残存燃料油等	引渡しの際に本船に残存する燃料油、未使用の潤滑油及び未開封の消耗品は、売主がこれらを購入した時の価格で買主が買い取るものとし、飲缶水及び食料品は、買主が無償で受け取ることができる。			
16.私物・借り物	私物及び借り物は、本契約の目的物より除く。売主は、乗組員の私物及び第三者よりの借り物を本船の引渡し前に陸揚げするものとする。			
17.特約	本船の受渡しは現状有姿とする。			

(本船の引渡し時の状態)

- 第 2 条 本船は引渡しの際に第 1 条 1 欄記載のとおりとし、外観検査時と実質的に同じ状態であるものとする。ただし、通常の衰耗及び消耗は除くものとする。
2. 買主は、本船の引渡し時の状態が外観検査時の状態と異なると主張するときは、それを立証しなければならない。
 3. 本船の引渡し時の状態に関し、船級（JGを含む、以下同じ）上の検査対象項目に疑義が生じたときは、第 1 条 9 欄の検査官又は検査員（以下「検査員」という）の判断に従うものとする。

(代金、手付金の支払方法及び権利証書の受渡し)

- 第 3 条 買主は、本契約に記名し押印した時より 7 日以内に、第 1 条 3 欄記載の手付金を第 1 条 6 欄記載の場所において売主に支払うものとする。手付金は、本船の引渡しがあったときに、売買価格の一部に充当する。
2. 買主は、第 1 条 4 欄記載の残代金並びに本船の売買価格に対する第 1 条 5 欄記載の消費税を本船の受取りと同時に、第 1 条 6 欄記載の場所において売主に支払うものとする。
 3. 売主は、前項の残代金並びに消費税の受取りと同時に、本船の所有権移転登記をするために、必要な一切の書類を買主に引渡す。

(本船の引渡し)

- 第 4 条 売主は、第 1 条 7 欄記載の期間内に、第 1 条 8 欄記載の場所において、本船の引渡し準備を完了しなければならない。

(船底検査)

- 第 5 条 売主は、本船の引渡し前に売主買主双方立会いの上、本船の満載喫水線以下の船底（以下『船底』という）の検査（以下『船底検査』という）を行うことができるよう、船渠を手配しなければならない。
2. 船底検査の結果、船底に損傷が発見され、その損傷が本船の船級を損なう損傷であるか否かにつき、売主買主双方で協議が整わないときは、検査員に検査（以下『検査員の検査』という）を依頼するものとする。
 3. 検査員の検査の結果、損傷が本船の船級を損なうものであると認定されたときは、売主は、自己の費用で検査員の指定する修理を行わなければならない。
 4. 買主は、船底検査の間、自己の費用でプロペラ軸を検査することができる。ただし、検査の結果プロペラ軸に船級を損なう損傷が発見されたときは、売主は検査員が指定する修理を行い、その修理費用及びプロペラ軸の引出し及び装着費用を負担するものとする。
 5. 本条の検査のために要する船渠料、その付帯費用、検査料及び検査員の費用は、買主の負担とする。ただし、本条 3 項又は 4 項ただし書の場合においては、本項の費用は、すべて売主の負担とする。
 6. 船渠までの回航費用は、船底に損傷がなく、買主が船渠料等の費用を負担する場合に

においても、売主の負担とする。

(引き渡し準備完了)

- 第 6 条 第 5 条の船底検査及び同条 4 項のプロペラ軸の検査が行われるときはその検査において、異常が発見されなかったとき、又は損傷が本船の船級を損なうものでないと認定されたときは、本船は引渡しに適した状態とみなし、売主は本船の引渡し準備を完了したものとみなす。
2. 第 5 条 3 項又は同条 4 項ただし書により修理が行われるときは、修理終了後検査員より修理完了の認定を受けたときに、本船を引渡しに適した状態とみなし、売主は本船の引渡し準備を完了したものとみなす。

(引渡しの遅延と契約の解除)

- 第 7 条 売主が第 4 条による本船の引渡し準備を完了しないときは、買主は、催告せずに本契約を解除することができる。
2. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、手付金を返還するとともに手付金と同額の違約金を解除の通知を受領した日から起算して銀行営業日 4 日以内に買主に支払わなければならない。売主が銀行営業日 4 日以内にこれを支払わないときは、銀行営業日 4 日目の翌日より第 1 条 1 0 欄記載の利率による利息を付してこれを支払わなければならない。
3. 引渡し遅延が不可抗力又は第 5 条 3 項若しくは 4 項の修理による場合は、買主は第 1 条 1 1 欄記載の日数の遅延を承認しなければならない。これを超えるときは、買主は、本契約を解除することができる。この場合、買主は遅延又は修理に関する期間について売主から通知を受領した日から起算して、第 1 条 1 2 欄記載の銀行営業日以内に解除するか否かを、売主に通知しなければならない。
4. 前項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、解除の通知を受領した日から起算して、銀行営業日 4 日以内に手付金を買主に返還しなければならない。この場合、損害賠償の請求は認めない。ただし、売主が銀行営業日 4 日以内に手付金を返還しないときは、銀行営業日 4 日目の翌日より第 1 条 1 0 欄記載の利率による利息を付してこれを返還しなければならない。
5. 本状での通知は、いずれも書面（ファクシミリを含む）で行うことを要し、銀行営業日の午後 5 時以降又は土曜日、日曜日若しくは休日に到着した通知は、翌営業日に受領されたものとみなす。

(受取り義務と受取り拒否又は代金の不払いによる契約の解除)

- 第 8 条 買主は、引渡し準備完了日の翌日から起算して銀行営業日 4 日以内に本船を受け取らなければならない。
2. 買主が前項の期日までに本船を受け取らないとき、又は正当な理由なくして本船の受取りを拒否したときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。
3. 第 3 条に従い買主が残代金及び消費税を支払わないときは、売主は、催告せずに本契約を解除することができる。

4. 本条2項又は3項の規定により本契約が解除されたときは、売主は、違約金として手付金を没収する他、買主は手付金と同額を更に売主に支払うものとする。この場合、損害賠償の請求は認めない。

(引渡し不能と契約の解除)

- 第9条 本船が引渡し前に滅失した場合、物理的又は経済的に修理不能な損傷を被った場合、又は不可抗力によって本契約の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、本契約の不履行とみなされず、手付金は、買主に返還されるものとし、返還については、第7条4項の規定を準用する。

(売主の解除権)

- 第10条 売主は、買主の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、従業員が次の各号に該当すると判明したときは、契約を解除することができる。この場合、手付金は、買主に返還するものとし、返還については、第7条4項の規定を準用する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準備構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対し資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、売主または売主の関係者に対し、詐欺、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

(本船の債務と引渡し後発見された瑕疵)

- 第11条 売主は、本船に対する第三者の先取特権、抵当権並びに債務関係がない状態で、かつ買主の権利を害することのないようにして、本船を引渡さなければならない。
2. 売主が前項に違反したことにより、買主が損害を被ったときは、売主は、これを補償しなければならない。
 3. 本船の引渡し後、本船に物理的瑕疵が発見されたとしても、売主がその瑕疵を故意に隠蔽したものでない限り、売主は、一切責任を負わない。

(登記登録及び登録費用並びに固定資産税)

- 第12条 買主は、本船の引渡し後30日以内に所有権移転手続きを行い、手続き完了後に売主へ証明書等の写しを提出しなければならない。
2. 本船の所有権移転に必要な登記登録の費用は、すべて買主の負担とし、売主は、登記登録の完了まで買主に協力しなければならない。
 3. 本船の固定資産税は、本船の引渡し月分までのものについては売主が、引渡し月の翌月からは買主が、それぞれ負担する。

(記載外事項)

第 13 条 本契約書に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習に従う。

(仲 裁)

第 14 条 本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、各当事者は、第 1 条 1 3 欄記載の地における社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁判断を依頼し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

2. 仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の海事仲裁規則による。

上記契約を証するため、本書式通を作り、各自記名押印して各壺通を保有するものとする。

令和 4 年 2 月〇日

茨城県神栖市東深芝 8 番地
売 主 鹿 島 埠 頭 株 式 会 社
代表取締役社長 岡村 弘志

買 主